

NPO 法人デジタルフォロー 御中

賛助会員入会申込書

令和 ____ 年度より、NPO 法人デジタルフォローの趣旨に賛同し当法人の事業に協力するために、下記の通り申し込みます。

◆会員区分 ※どちらかにチェックし、口数と合計金額を記入してください。

<input type="checkbox"/>	賛助会員／法人・団体	(年会費 1 口 10,000 円) _____ 口	合計 _____ 円
<input type="checkbox"/>	賛助会員／個人	(年会費 1 口 5,000 円) _____ 口	合計 _____ 円

◆申込内容

法人名・団体名・個人名	ふりがな		
住所	ふりがな 〒 (ビル・建物名)		
電話番号			
担当者名	ふりがな	メールアドレス	
部署		役職名	

◆お名前公開 ※ホームページ及び活動報告のデジタルフォローレポートに掲載させていただきます。

<input type="checkbox"/>	希望する	法人名・団体名・個人名 (お申込み名と違う場合のみ)
<input type="checkbox"/>	希望しない	

◆請求書の要否

<input type="checkbox"/>	要	<input type="checkbox"/>	否
--------------------------	---	--------------------------	---

◆通信欄 (メッセージや質問があれば記載してください。)

--

会費の振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
りそな銀行	東青梅支店(771)	普通	4 7 1 9 9 6 5	エヌピーオーハウジン デジタルフォロー
青梅信用金庫	河辺支店(020)	普通	0 8 2 5 1 2 1	トクビ デジタルフォロー

※個人情報保護法に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や承諾を得ないで第三者へ情報提供することはいたしません。

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、定款第2章に定めた会員規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとします。

第2条（資格）

賛助会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人を賛助するために入会した法人・団体、または個人とします。賛助会員資格は4月から翌年3月までの1年間とし、原則として自動継続とします。

第3条（議決権）

賛助会員は当法人の総会における議決権を持ちません。

第4条（入会）

当法人の賛助会員となる為には、別に定める「賛助会員入会（寄付）申込書」を申請し当法人理事長の承認を受けなければなりません。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知します。また、会員は1年単位とし、入会月にかかわらず、入会日より入会年度の3月31日までとします。

第5条（入会金、会費及び納入）

賛助会費は、下記のとおりとします。

- (1) 入会金 0円
- (2) 会費 法人・団体 1口 10,000円（年額） / 個人 1口 5,000円（年額）
- (3) 納入

入会時は、「賛助会員入会（寄付）申込書」に記載の振込先に、原則1ヶ月以内に納入してください。自動継続時は当法人から送付する請求書をもって納入してください。尚、賛助会費の口数や住所等の変更を希望する場合は、請求書到着後1ヶ月以内に、別に定める賛助会員変更届出書を当法人に提出してください。

※賛助会員変更届出書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合は、別に定める賛助会員退会届書を当法人理事長に提出してください。ただし、既に納入された年会費は返還致しません。

※賛助会員退会届出書は、当法人ホームページからダウンロードしてください。

第7条（除名）

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名するものとします。その場合、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第8条（資格喪失）

会員が各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（会費等の不返還）

定款第56条附則6に基づき、賛助会員がすでに納入した年会費は返還致しません。

